

会員の皆様へ

地図にも著作権があることをご存知でしょうか？

ゼンリン地図を複製等利用する場合、事前にゼンリンの許諾が必要となります。

① チラシを印刷する、ホームページに掲載する、物件情報を送信する、業務資料に添付する・・・などの場合

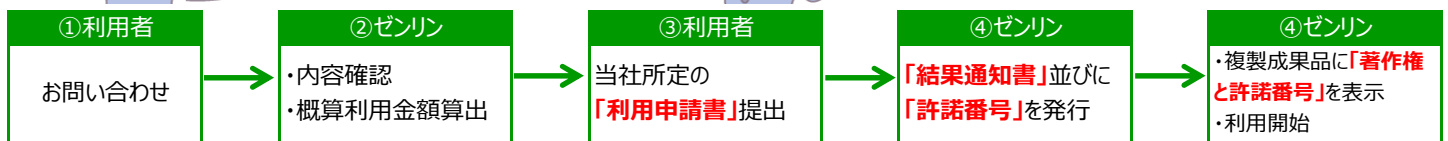
★ご利用の際は、事前に、当社所定「**利用申請書**」による申請と、それに伴う当社の許諾が必要です。

- ・申請にあたっては、事前に、利用目的・数量・地図サイズ等の態様をお知らせください。追って、当社にて内容を確認の上、利用料金・条件等をご連絡いたします。
- ・当社が複製を許諾した場合、複製許諾の証として、複製成果（複製された地図）に**著作権及び当社付与による許諾番号を表示**していただきます。

(例：「©2015ZENRIN CO.,LTD. Z15●●第××号」)

◎利用申請書

■ 利用手続きの手順



② 官公署に提出する「各種許認可申請書類・届出書類」に添付利用する場合

★複製許諾の証として「**複製許諾証**」の貼付が必要です。

(例)「道路使用・占用許可申請書」「建築確認申請書」「自動車保管場所証明申請書（車庫証明申請）」に添付・・・など。



「複製許諾証」

地図コピーに貼付

役所・警察等の官公署に提出

- ・1申請または1届出書につき1枚の「複製許諾証」を貼付。
- ・正本のほか副本を作成する場合、正本地図コピーにのみ1枚貼付。
- ・「複製許諾証」はゼンリン事業所にてお取り扱いをしております。 ※1枚200円（税別）
※ゼンリンホームページのオンラインショップでも扱っております。（25枚から）

お問い合わせは・・・

株式会社ゼンリン 東京営業部 担当： 益子
〒101-0065 東京都千代田区西神田1-1-1
電話：03-5259-5020 FAX：03-5259-5031

★地図の著作権保護にご理解とご協力を！